

じぶん銀行 FX(店頭外国為替証拠金取引)の注意喚起文書

○本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客さまより事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。(注 1)

※本取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客さまの要請によるものであることを改めてご確認ください。

○また、本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によつては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客さまの勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解のうえ、お取引いただきますようお願ひいたします。

○本取引の内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、当行までお申出ください。なお、本取引についてのトラブル等は、以下のADR(注2)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

○当行の苦情処理措置および紛争解決措置

【一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室】

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

【特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター】

電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注 1) ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・当該取引に関して特定投資家に移行されているお客さまの場合
- ・勧誘の日前 1 年間に、2 回以上の取引をいただいたお客さまおよび勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客さまの場合

(注 2) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。

じぶん銀行 FX（店頭外国為替証拠金取引）

契約締結前交付書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき交付するものです。

2023年10月

au じぶん銀行株式会社

この書面には、お客さまにじぶん銀行 FX（店頭外国為替証拠金取引）を行つていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。

この書面をあらかじめよくお読みいただき、内容をご理解のうえ、お取引ください。ご不明な点は、お取引開始前にお問い合わせください。

○じぶん銀行 FX とは、一定額の「証拠金」を預けて、投資金額に比べて大きな金額の「外国為替」を売買できる「取引」です（外貨預金とは異なります）。

○じぶん銀行 FX は、お客さまと当行との相対取引です（金融商品取引所取引ではありません）。

○じぶん銀行 FX において、当行が提示する売値と買値の間には差額（スプレッド）があります。

○じぶん銀行 FX は、取引金額がお客さまの預託しなければならない証拠金の額に比べて大きい額となっており、投資額以上の損失が生じる可能性があります。従って、取引を開始する場合または継続して行う場合には、この書面のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分な研究を行うとともに、投資者であるお客さま自らの資力、投資目的および投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

目 次

じぶん銀行 FX（店頭外国為替証拠金取引）のリスク等重要事項について	5
じぶん銀行 FX の仕組みについて	7
・取引の方法	7
・注文の種類と約定方法	8
・証拠金	12
・決済に伴う金銭の授受	13
・取引価格生成、配信の停止・再開、配信再開時について	14
・約定訂正・取消し	14
・益金に係る税金	15
・契約の終了事由	15
じぶん銀行 FX の手続きについて	15
「店頭外国為替証拠金取引行為」に関する禁止行為	17
じぶん銀行 FX に関する主要な用語	19

本説明書は、登録金融機関が金融商品取引法第37条の3の規定に基づきお客さまに交付する書面で、同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について個人のお客さま向けに説明します。

じぶん銀行 FX（店頭外国為替証拠金取引）のリスク等重要事項について

価格変動リスク

為替相場は日々変動するため、相場状況により損失が発生する可能性があります。また、取引金額がその取引についてお客さまが預託すべき証拠金の額に比して大きいため、相場状況によっては差入れた証拠金以上の損失が発生する可能性があります。

価格変動、金利変動による損失を限定するため、自動ロスカットルールを設けていますが、相場の急激な変動により預託証拠金を超える損失が生じるおそれがあります。相場の急激な変動により、売値と買値の差（スプレッド）が広くなる等、意図した取引ができない可能性があります。

コンバージョンリスク

クロスカレンシー取引（自国通貨を含まない通貨ペアの取引）においては、決済が当該通貨ではなく、円貨でなされることから、決済時に当該通貨の為替リスクの他に円との為替リスクがあります。

金利変動リスク

取引を行っている 2 国間の通貨の金利が変動すること等により、保有する建玉のスワップポイントの受取額が減少する可能性、支払額が増加する可能性があります。また、取引を行っている 2 国間の通貨の金利水準が逆転した場合等は、それまでスワップポイントを受取っていた建玉で支払いが発生する可能性があります。

信用リスク

au じぶん銀行（以下「当行」という）はお客さまから預託を受けた証拠金を顧客区分管理信託にて、以下の信託先において、当行の固有財産とは明確に区分して管理することで当該資産の保全を図っておりますが、区分管理必要額の算定基準日と信託設定の日に時間差があることなどから、信託されるまでの間は信託口座の保全対象にはなりません。万一、当行の業務または財産の状況が悪化した場合、信託保全される前のお客さま資産等の返還が困難になり、お客さまが損失を被ることがあります。

＜信託先＞ 三菱UFJ 信託銀行株式会社 日証金信託銀行株式会社

カバー取引先のリスク

当行はお客様の注文について、以下の会社とカバー取引を行っています。当行はお客様の注文が約定すると同時に、マリー取引（同一通貨ペアの売りと買いを結びつけ為替変動リスクを相殺すること）を行わずに全ての注文をシステムによる自動発注にてカバー取引を行っています。じぶん銀行 FX のカバー取引先は一社のみであるため、当行またはカバー取引先の業務または財産の状況悪化等により、カバー取引が停止することがあります。この場合、カバー取引はお客様の約定と連動しているため、お客様は取引を行うことができなくなり、その間の相場変動によって、預託した証拠金を上回る損失を被るおそれがあります。また、万が一お客様の注文が約定したにもかかわらずカバー取引が行われなかった場合には、じぶん銀行 FX では他のカバー取引先が存在しないため、当行がお客様の取引により生じる損失をカバー取引と相殺できない結果、当行の損失が拡大し、当行の財務状況が悪化することにより、お客様の取引を継続できなくなるおそれがあります。

<カバー取引先>

au カブコム証券株式会社

業務内容：金融商品取引業

監督を受ける当局：金融庁

流動性リスク

当行の通常の取引時間帯であっても、流動性の低い通貨の取引では、マーケット状況によって取引レートの提示が困難になる場合があります。また、通常流動性の高い通貨の取引でも、主要国の祝日やニューヨーククローズ間際、週初のオープン等、取引レート提示が困難になる場合もあります。

取引レートの提示が困難となった場合には、お客様の意図する取引ができないくなる可能性があります。

システムリスク

当行またはお客様の通信機器、通信回線、システム機器等に障害が発生した場合等には、取引の発注、執行が遅延または不可能になることがあります。不測の損失が発生する可能性があります。

税制、法律等の変更リスク

税制や法律等が将来変更され、実質的に不利益な影響を受ける可能性があります。

じぶん銀行 FX（店頭外国為替証拠金取引）のコスト

＜取引手数料＞

0円

＜スプレッド＞

取引レートの売値と買値には差（スプレッド）があります。

＜スワップポイント＞

スワップポイントは、ロールオーバーを行うことにより発生します。一般的に金利が高い通貨を売って金利が低い通貨を買うお取引の場合、お客さまはスワップポイントを支払う必要があり、金利が高い通貨を買って金利が低い通貨を売るお取引の場合、お客さまはスワップポイントを受け取ることができます。ただし、通貨間の金利が均衡している場合や通貨の需給等により、どちらの通貨を買っても、または売ってもスワップポイントを支払うこととなる場合があるほか、受取りも支払いも発生しない場合があります。また、取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。

クーリングオフ

じぶん銀行 FX（店頭外国為替証拠金取引）は、お客さまが注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

▼じぶん銀行 FX の仕組みについて

当行によるじぶん銀行 FX は、金融商品取引法その他の関係法令および一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

☆取引の方法

当行が取扱うじぶん銀行 FX の取引内容は次の通りです。

- a. 取引の対象は、米ドル/円、ユーロ/円、ポンド/円、豪ドル/円、イスラエル・ペソ/円、NZ ドル/円、加ドル/円、ランド/円、トルコリラ/円、メキシコペソ/円、中国人民元/円、ノルウェークローネ/円、ポーランドズロチ/円、スウェーデンクローナ/円、香港ドル/円、シンガポールドル/円、チェコクロナ/円、ハンガリーフォリント/円、ユーロ/米ドル、ポンド/米ドル、豪ドル/米ドル、NZ ドル/米ドル、ユーロ/ポンド、ユーロ/豪ドル、ポンド/豪ドル、豪ドル/NZ ドルです。
- b. 取引単位は、各通貨ペア共通で、取引コースごとに取引単位を、ミニ [1,000 通貨単位]、通常 [1 万通貨単位]、大口 [110 万通貨単位以上 10 万通貨単位] とします。ただし、ランド/円、ハンガリーフォリント/円に限り、ミニ [1 万通貨単位]、通常 [10 万通貨単位]、大口は取扱なしとします。
- c. 呼び値の最小変動幅は、各通貨ペア共通で、0.1 pips [対円通貨=0.1 錢、非対円通貨

=0.00001 通貨]となります。例えば、対円通貨ペアにおいて1取引の場合、ミニ[1000通貨単位×0.1pips=1円に相当]、通常[1万通貨単位×0.1pips=10円に相当]、大口[10万通貨単位×0.1pips=100円に相当]とします。ただし、ランド/円、ハンガリーフォリント/円に限り、ミニ[1万通貨単位×0.1pips=10円に相当]、通常[10万通貨単位×0.1pips=100円に相当]とします。

- d. 当行が通貨ペアごとにアスク価格とビッド価格（アスク価格とビッド価格には差があります。）を同時に提示し、お客さまはアスク価格で買付け、ビッド価格で売付けることができます。当行がお客さまに提示する取引レートにつきましては、「☆取引価格生成、配信の停止・再開、配信再開時について」の箇所の記載をご参照ください。
- e. 建玉は、転売または買戻しすることで決済できます（通貨の受渡しは行いません）。
- f. 転売または買戻しによる決済を行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰越します。
- g. ロールオーバーは、実質的には売付けた通貨を借り入れ、買付けた通貨を預入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイントを当行との間で授受します。各通貨ペアのスワップポイントは、通常、お客さまが受取る場合よりも、お客さまが支払う場合が大きくなっています。また、売買ともに支払いとなることもあります。
- h. お客さまの証拠金維持率が当社所定の水準を割り込んだ場合、お客さまの全建玉を強制的に決済します。詳しくは、「☆証拠金」の「(5) ロスカットの取扱い」をご参照ください。ただし、相場が急激に変動した場合には、自動ロスカットルールがあつても、証拠金の額を上回る損失が生じことがあります。
- i. 転売または買戻しを行った場合の決済日は、原則として、当該転売または買戻しを行った日の翌々営業日とします。ただし、当該翌々営業日が日本、通貨ペアの外国通貨の母国市場または米国市場の休業日にあたる場合には、日本、当該母国市場または米国市場に共通する翌営業日とします。
- j. 取引時間

【月曜日】午前7時00分～翌6時50分

(サマータイム：午前7時00分～翌5時50分)

【火曜日～金曜日】午前7時10分～翌6時50分

(サマータイム：午前6時10分～翌5時50分)

※サマータイムの適用期間は、原則として3月第2日曜日から11月第1日曜日までとなります。

☆注文の種類と約定方法

○成行注文

当注文は、お客さまが注文価格を指定せずにを行う注文で、お客さまの注文を当行システム

で受け付けた順に執行します。約定価格は、実際にお客さまの注文を約定処理する時点において、お客さま向けに配信した価格を以って約定します。当注文を取引時間外に受け付けた場合には、取引時間開始後に執行します。

お客さまが当注文を行う場合、お客さまの発注時に取引画面に表示されている価格と実際の約定価格との間に価格差が生じている場合があります。当該価格差は、お客さま端末と当行システムの間の通信及び当行システムがお客さまの注文を受け付けた後の約定処理に要する時間の経過に伴い発生するものです。当該価格差は、お客さまにとって有利な場合もあれば、不利な場合もございます。

○ストリーミング注文

当注文は、お客さまが取引画面にて発注ボタンをクリックした時点において、当該画面に表示されている価格を注文価格として発注されます。お客さまの注文を当行で受注した時の配信価格が、お客さまの注文価格と一致するか、お客さまの注文価格より有利な場合には、当該受注した時の配信価格で約定します。一方、当該受注した時の配信価格が、お客さまの注文価格より不利な場合には、お客さまの注文は失効します。ただし、お客さまが注文時にスリッページ許容範囲を設定されている場合には、当該設定範囲以内であれば、当該不利な受注した時の配信価格で約定します。（スリッページ許容範囲の設定については、取引画面でご確認ください。）

以上の仕組みから、お客さまの注文時に画面に表示されている価格（＝注文価格）と実際の約定価格との間に差が生じる場合があり、当該相違は、お客さまにとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります。（不利な場合については、お客さまが設定したスリッページ許容範囲以内に限定されます。）

当注文は、取引時間中のみ行うことができます。当注文は、受付順に約定します。また、当注文は、指値注文、逆指値等の条件付注文に優先します。

当注文の取引区分で決済またはFIFO（反対ポジションを保有している場合に限ります）を指定して発注した場合、次の順番で決済を行います。

- 1) 有効となっている決済注文がない建玉の内、約定日時が古いものから順番に決済。
- 2) 有効となっている決済注文がある建玉の内、約定日時が古いものから順番に決済。その際、当注文により決済される建玉に対して発注されていた決済注文は取り消されます（当注文の約定処理を行う間は、取消対象となる決済注文の約定判定は行われません）。なお、当注文がスリッページ許容範囲外となり、失効した場合は、決済注文は取り消されずに有効注文として残ります。

○指値注文

当注文は、お客さまが注文価格を指定して行う注文で、当行がお客さまに配信する価格が、売り注文の場合は、お客さまが指定した価格以上、買い注文の場合は、お客さまが指定し

た価格以下になった時点で、当該時点の配信価格を以って約定します。そのため実際の約定価格がお客さまの注文価格に比べて有利に約定する場合があります。

当注文は、売りの場合、値段の安いものが値段の高いものに優先し、買いの場合、値段が高いものが安いものに優先します。また、同じ値段を指定する当注文または同じ値段をトリガー価格として指定する逆指値等の条件注文が他のお客さまからある場合には、受注時刻が早いものを優先します。また、成行注文、ストリーミング注文またはロスカット取引がある場合は、それらの注文、取引の執行が、当注文の執行に優先するため、指定した価格が取引画面に表示されたにも関わらず約定しない場合があります。当注文は、上述の条件で執行されるか、指定された期限が到達するか、取り消されるまで失効しません。取引時間が終了した場合、次の取引時間が開始されれば、引き続き上述の条件で約定するのを待ちます。当注文は、取引時間外に発注することも可能です。

○逆指値

当注文は、お客さまがあらかじめ執行の条件となるトリガー価格を指定して行う注文で、当行がお客さまに配信する価格が、売り注文の場合は、お客さまが指定した価格以下、買い注文の場合は、お客さまが指定した価格以上になった時点で、当該時点の価格を以って約定します。そのため実際の約定価格がお客さまの注文価格に比べて不利に約定する場合があります（特に、相場急変時や週明け月曜の取引開始時等には、著しく不利なレートで約定する場合があります。）

当注文は、売りの場合、トリガー価格の高いものがトリガー価格の安いものに優先し、買いの場合、トリガー価格が安いものがトリガー価格の高いものに優先します。同じ価格をトリガー価格とする当注文か、同じ価格を注文価格として指定する指値注文が複数ある場合には、受注時刻が早いものが優先します。当注文は、上述の条件で執行されるか、指定された期限が到達するか、取り消されるまで失効しません。執行されずに取引時間が終了した場合、次の取引時間が開始されれば、引き続き上述の条件を満たして執行されるのを待ちます。当注文は、取引時間外に発注することも可能です。

○ストップリミット

当注文は、お客さまがあらかじめ執行の条件となるトリガー価格を指定して行う注文で、当社がお客さまに配信する価格が、売り注文の場合は、お客さまが指定した価格以下、買い注文の場合は、お客さまが指定した価格以上になった時点で、指値注文が行われる予約注文です。そのためトリガー価格を満たして指値注文に変わる前に配信価格が指値価格よりも不利な方向に動いた場合は、直ちに約定せず、通常の指値注文と同じ執行条件が満たされるまで待機します。当注文は、売りの場合、トリガー価格の高いものがトリガー価格の安いものに優先し、買いの場合、トリガー価格が安いものがトリガー価格の高いものに優先します。同じ価格をトリガー価格とする当注文か、同じ価格を注文価格として指定す

る指値注文が複数ある場合には、受注時刻が早いものが優先します。上述の執行条件を満たして指値注文に変わる前の当注文に対して成行注文、ストリーミング注文がある場合は、これらの注文が優先します。執行条件を満たし、指値注文になった後は、通常の指値注文と同様の優先順位となります。当注文は、上述の条件で執行されるか、指定された期限が到達するか、取り消されるまで指定した条件を満たして指値注文として執行されるのを待ちます。執行されずに取引時間が終了した場合、次の取引時間が開始されれば、引き続き上述の条件を満たして執行されるのを待ちます。当注文は、取引時間外に発注することも可能です。

○トレール

当注文は、逆指値注文のひとつで、配信レートの動きに伴い、逆指値注文の指定レートがトレール幅に応じて変動する注文方法です。お客さまがあらかじめ執行の条件となる逆指値とトレール幅を指定して行う注文で、売り注文の場合は、発注後のレートが高値を更新した場合、当該レートから指定したトレール幅の数値分下がったレートに逆指値注文の指定レートを変更します。買いの場合、発注後のレートが安値を更新した場合、当該レートから指定したトレール幅の数値分上がったレートに逆指値注文の指定レートを変更します。ただし、お客さまが指定した注文発生時の逆指値価格と提示価格の差が、トレール幅に達するまでは逆指値価格は変動しません。なお、上述の逆指値注文の指定レートが変更される前に、配信レートがお客さまが指定した注文時の逆指値価格を満たした場合、その時点で逆指値注文が執行されます。そのため、実際の約定価格がお客さまの注文価格に比べて不利に約定する場合があります。当注文は、売りの場合、トリガー価格の高いものがトリガー価格の安いものに優先し、買いの場合、トリガー価格が安いものがトリガー価格の高いものに優先します。同じ価格をトリガー価格とする当注文か、同じ価格を注文価格として指定する注文が複数ある場合には、受注時刻が早いものが優先します。上述の執行条件を満たして執行される前の当注文に対して成行注文、ストリーミング注文、ロスカット注文がある場合は、これらの注文が優先します。当注文は、上述の条件で執行されるか、指定された期限が到達するか、取り消されるまで指定した条件を満たして逆指値注文として執行されるのを待ちます。執行されずに取引時間が終了した場合、次の取引時間が開始されれば、引き続き上述の条件を満たして執行されるのを待ちます。当注文は、取引時間外に発注することも可能です。

○OCO（オーシーオー）注文

当注文は、指値と逆指値の 2 つを同時に発注し、一方の注文が約定した時点で、他方の注文は自動的に失効する注文方法です。2 つの注文の取引数量は同額となります。当注文は通常の指値注文、逆指値注文と同様の優先順位となります。

○IFD（イフダン）注文

当注文は、新規の成行注文、指値注文または逆指値注文と、その新規注文が約定した場合に有効となる決済注文を同時に出す方式です。決済注文は、指値注文、逆指値注文、トレール注文から選ぶことができます。当注文の新規注文と決済注文の取引数量は同額となります。決済注文は新規注文が約定するまで待機し、新規注文が約定した後に発注されます。新規注文及び有効化された決済注文は通常の成行注文、指値注文、逆指値注文、トレール注文と同様の優先順位となります。

○IFD-OCO（イフダンオーシーオー）注文

当注文は、IFD（イフダン）注文と OCO（オーシーオー）注文を組み合わせた注文方法で、新規の成行注文、指値注文または逆指値注文と、その新規注文が約定した場合に有効となる OCO（オーシーオー）注文を同時に出す方式です。当注文の新規注文と決済注文の取引数量は同額となります。決済注文は新規注文が約定するまで待機し、新規注文が約定した後に発注されます。新規注文及び有効化された決済注文は通常の成行注文、指値注文、逆指値注文、OCO（オーシーオー）と同様の優先順位となります。

○全建玉一括決済注文

当注文は、保有する全ての通貨ペア、全ての建玉を一括して決済する注文です。当注文は全て成行注文として発注され、有効となっている決済注文がある場合は成行注文に訂正して発注します。一括決済注文を受注した場合、当行で決済注文の分割を行い一度に全数の約定を行わず、複数回にわけて約定を行う場合があります。そのため他の注文よりも優先順位が下がる場合や、約定価格が異なる場合があります。なお、一度に約定を行う場合は通常の成行注文と同様の優先順位となります。

☆証拠金

(1) 証拠金の差入れ

じぶん銀行 FX の取引を行うときは、(2) の証拠金額以上の額を、当行に差入れてください。

(2) 必要証拠金額

必要証拠金額の最低額（建玉必要証拠金）は、建値の 4%です。ただし、非対円取引の場合には最新のビッド価格で円転し必要額を算出します。また、注文必要証拠金の最低額は、新規建玉の建値の 5%です。

例：1 米ドル 80 円の場合の米ドル/円取引に対する必要証拠金額

- ・ミニ：1,000 通貨を新規建てた場合

注文必要証拠金は 4,000 円、建玉必要証拠金は 3,200 円

- ・通常：1 万通貨を新規建てた場合

注文必要証拠金は 40,000 円、建玉必要証拠金は 32,000 円

- ・大口：10 万通貨を新規建てた場合（実際のお取引の際には取引数量の下限があります）

注文必要証拠金は 400,000 円、建玉必要証拠金は 320,000 円

※両建ての場合には、同一通貨ペアの売建玉と買建玉のうち、必要証拠金額が多い方の建玉の証拠金の合計額を必要証拠金額とします。

(3) 現金の引出し

証拠金預託額は、建玉必要証拠金額を下回らない範囲で引出すことができます。

(4) 評価損益およびスワップポイントの取扱い

評価損益および、建玉のロールオーバーに伴い発生するスワップポイントは、評価証拠金額に加算または減算されます。

(5) ロスカットの取扱い

証拠金維持率が 100% を割り込んだ場合、当行は、お客様の損失の拡大を防ぐため、お客様の計算において建玉を反対売買して決済します（「自動ロスカットルール」といいます）。ただしロスカットの判定および強制決済は、為替相場の急激な変動の影響を受けるため、必ずしもロスカットの水準で強制決済が完了するとは限りません。そのため、強制決済されるレートがロスカットの水準から大きく乖離して約定したり、お客様からお預かりした証拠金の額を超える損失が発生したりする可能性があります。

(6) 証拠金の返還

当行は、お客様がじぶん銀行 FX において決済を行った後に、差入れた証拠金に決済差金を加算または減算した額からお客様の当行に対する債務額を控除した後の金銭の返還を請求したときは、決済約定の受け渡し日（通常 2 営業日後）以降、原則として遅滞なく返還します。

(7) 両建取引について

お客様は、お客様自身の投資判断により両建取引を行うことができます。ただし、両建取引はスワップポイントによる逆ザヤやスプレッドによるコストの負担が発生する場合があるため、経済合理性を欠く取引であることを認識したうえでお取引ください。

☆決済に伴う金銭の授受

差金決済

転売または買戻しに伴うお客様と当行との間の金銭の授受は、次の計算式により算出します。

- ・対円取引の場合（ミニ、通常、大口共通）

取引通貨単位 × 約定価格差（円）+ 累積スワップポイント

- ・非対円取引の場合（ミニ、通常、大口共通）

{（取引通貨単位 × 約定価格差）+ 累積スワップポイント} × 決済時の円転レート

※約定価格差とは、転売または買戻しに係る約定価格と当該転売または買戻しの対象となった新規の買付取引または新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

決済益および受取りとなつたスワップポイントについては2営業日後に資金の受渡しが行われるまで円普通預金口座への振替えはできません。

☆取引価格生成、配信の停止・再開、配信再開時について

- ・ 当行は、ASP（アプリケーションサービスプロバイダ）先であるauカブコム証券株式会社（以下「ASP先」という）より提供される価格に当行調達コストを付加した買い価格（アスクレート：ASK）と売り価格（ビッドレート：BID）を提供しております。なおASP先は、複数のカバー取引先を有しカバー取引先より提供される価格（ただしシステム的に排除された不適切（異常）な品質のレート（一般的に「バグレート」と呼びます）を除く）に基づきシステム的に中心値を生成し、ASP先が定めるスプレッドに従い、当行に対して買い価格（アスクレート：ASK）と売り価格（ビッドレート：BID）を提供しております。また当行は、原則として不適切（異常）な品質のレートを排除するため、ASP先のシステムを通じて一定の制御を行っております。具体的には、ASP先から当行に提供される価格の生成に際して、ASP先においてバグレートを排除するための一定の制御をシステム的に行っております。
- ・ 当行は、相場急変時等においてASP先からの価格提供が停止した場合はお客様への取引レートの配信を停止し、ASP先からの価格提供が再開した場合はお客様への取引レートの配信を再開します。
- ・ 取引レートの配信を停止している間の相場の動向によっては、再開時の取引レートがお客様のポジションのロスカットラインを割り込む場合もあるため、再開と同時にお客様のポジションがロスカットの対象となる可能性があります。その場合、再開時の取引レートを基準とする成行注文による決済となりますので、必ずしも再開時の取引レートでロスカットされるとは限りません。また、ロスカットライン付近でロスカットされた場合に比べ、大きな損失が発生する可能性があり、相場の動向によっては、お客様からお預かりした証拠金を超える損失が発生する場合があります。

☆約定訂正・取消し

- ・ お客様の注文の約定は、前項に記載する価格（取引レート）で行いますが、システム障害等（ASP先またはASP先のカバー取引先のシステム障害等を含みます。）により本来あるべき価格で約定しなかつたこと（バグレートにより約定された場合を含みます。）等により、お客様に本来発生していなかつたはずの利益または損失が発生する可能性があります。その場合、本来あるべき価格での約定に訂正させていただくまたは約定の取消しをさせていただく場合があります。その場合、当行からお客様に対し、速やかにご連絡します。（連絡方法は、取引画面、Eメール、電話等、状況に

より異なります。)

☆益金に係る税金

じぶん銀行 FX で発生した益金（売買による差益およびスワップポイント収益をいいます。以下、同じ）は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%*、地方税が 5%となります。じぶん銀行 FX における損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰越すことができます。

*復興特別所得税は、2013 年から 2037 年まで（25 年間）の各年分の所得税の額に 2.1% を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

登録金融機関は、お客さまの店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客さまの住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を登録金融機関の所轄税務署長に提出します。詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

☆契約の終了事由

別に交付する「じぶん銀行 FX（店頭外国為替証拠金取引）ご利用規約」第 31 条に定める事由に該当する場合、お客さまが未決済の建玉を保有している場合であっても本取引口座（じぶん銀行 FX 口座）は閉鎖され、契約は終了します。当該事由により取引が終了する場合であってお客さまが未決済の建玉を保有している場合、当行の任意で当該ポジションを決済する場合がありますのでご注意ください。

▼じぶん銀行 FX の手続きについて

お客さまが当行とじぶん銀行 FX を行う際の手続きの概要は、次の通りです。

(1) 取引の開始

a. 本書面の交付を受ける

はじめに、当行から本書面が交付されますので、じぶん銀行 FX の取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出ください。

b. 電子交付についての同意

じぶん銀行 FX の開始にあたっては、当行が交付する書面を電磁的方法で受け取ることにご同意いただく必要があります。

c. じぶん銀行 FX 口座の開設

じぶん銀行 FX の開始にあたっては、あらかじめ当行円普通預金口座の開設が必要です。じぶん銀行 FX ご利用規約、および本書面の内容を確認のうえ、じぶん銀行 FX 口座を

開設していただきます。なお、口座開設には、一定の投資経験、知識、資力等が必要です。

(2) 証拠金の差入れ

じぶん銀行 FX の取引を行うときは、当行に所定の証拠金を差入れていただきます。また、証拠金に一定限度を超える不足額が生じる等、証拠金の追加差入れが必要なときは、これに応じていただきます。当行は、証拠金を受入れたときは、お客様に受領書を交付します。

(3) 注文の指示事項

じぶん銀行 FX において注文をするときは、当行の取扱時間内に、次の事項を正確に指示してください。

- a. 通貨ペアの種類
- b. 取引コースの種類（ミニ、通常、大口）
- c. 注文の数量
- d. 注文の区別（売り・買い、新規・決済・FIFO）
- e. 注文の価格（取引レート）※成行注文を除く
- f. 注文の種類（ストリーミング注文、成行注文、指値注文、逆指値注文、ストップリミット注文、トレール注文、IFD 注文、OCO 注文）
- g. 注文の有効期限 ※ストリーミング注文、成行注文を除く
- h. その他お客様の指示によることとされている事項

(4) 転売または買戻しによる建玉の結了

じぶん銀行 FX において注文をするときは、新規の売付取引または買付取引、転売または買戻しの別を当行に指示してください。転売または買戻しの注文が成立したときは、当行が定めるところにより、既存の買建玉または売建玉の全部または一部が決済されます。同一通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に持つこと（「両建て」といいます。）となった場合には、お客様にとって、両建てを解消する際のアスク価格とビッド価格の差を負担すること、ならびに預託が必要な証拠金額が転売または買戻しとするよりも多くなることがあります。

(5) 注文した取引の成立

じぶん銀行 FX の取引が約定したときは、当行は約定した取引の内容を明らかにした取引報告書をお客さまに交付します。

(6) 取引手数料

じぶん銀行 FX の取引手数料は無料です。なお、当行が提示する売値と買値の間には差額（スプレッド）があります。

(7) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当行は、じぶん銀行 FX の取引状況をご確認いただくため、毎月、お客様の報告対象期間において成立した取引の内容ならびに報告対象期間の末日における建玉、およびその

他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成し交付します。

(8) その他

当行からのじぶん銀行 FX に関する通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違または疑義があるときは、速やかに当行の「FX デスク」に直接ご照会ください。じぶん銀行 FX の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは当行「FX デスク」にお尋ねください。

▼ 「店頭外国為替証拠金取引行為」に関する禁止行為

登録金融機関は、金融商品取引法により、お客さまを相手方とした店頭外国為替証拠金取引を行う行為（以下「店頭外国為替証拠金取引行為」という）に関して、次のような行為が禁止されています。

- a. 店頭外国為替証拠金取引契約（お客さまを相手方とし、またはお客さまのために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じ）の締結またはその勧誘に関して、お客さまに対し虚偽のことを告げる行為
- b. お客さまに対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 店頭外国為替証拠金取引契約締結の勧誘要請をしていないお客さまに対し、訪問または電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、登録金融機関が継続的取引関係にあるお客さま（勧誘の日前1年間に、2回以上の取引があった者および勧誘の日に未決済の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘および外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- d. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客さまに対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、お客さまがあらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じ）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為または勧誘を受けたお客さまが当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結または解約に関し、お客さまに迷惑を覚えさせるような時間に電話または訪問により勧誘する行為
- g. 店頭外国為替証拠金取引について、お客さまに損失が生ずることになり、またはあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己または第三者がその全部もしくは一部を補てんし、または補足するため当該お客さままたは第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客さままたはその指定した者に対し、申込み、

もしくは約束し、または第三者に申込ませ、もしくは約束させる行為

- h. 店頭外国為替証拠金取引について、自己または第三者がお客さまの損失の全部もしくは一部を補てんし、またはお客さまの利益に追加するため当該お客さままたは第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客さままたはその指定した者に対し、申込み、もしくは約束し、または第三者に申込ませ、もしくは約束させる行為
- i. 店頭外国為替証拠金取引について、お客さまの損失の全部もしくは一部を補てんし、またはお客さまの利益に追加するため、当該お客さままたは第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為
- j. 本書面の交付に際し、本書面の内容について、お客さまの知識、経験、財産の状況および店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該お客さまに理解されるために必要な方法および程度による説明をしないこと
- k. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結またはその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l. 店頭外国為替証拠金取引契約につき、お客さまもしくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、またはお客さまもしくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、またはこれを提供させる行為を含みます。）
- m. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結または解約に関し、偽計を用い、または暴行もしくは脅迫をする行為
- n. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させる行為
- o. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づくお客さまの計算に属する金銭、有価証券その他の財産または証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客さまにあらかじめ明示しないで当該お客さまを集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめお客さまの同意を得ずに、当該お客さまの計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
- r. 個人である登録金融機関または登録金融機関の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）もしくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客さまの店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為
- s. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、お客さまから資金総額について同意を得たう

えで、売買の別、通貨の組合せ、数量および価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、登録金融機関がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）

- t. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、お客さまに対し、当該お客さまが行う店頭外国為替証拠金取引の売付けまたは買付けと対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- u. 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。）につき、お客さまが預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が、金融庁長官が定める額（2011年8月1日以降は想定元本の4%。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該お客さまにその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること
- w. お客さまにとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方がお客さまにとって不利な場合）には、お客さまにとって不利な価格で取引を成立させる一方、お客さまにとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方がお客さまにとって有利な場合）にも、お客さまにとって不利な価格で取引を成立させること
- x. お客さまにとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、お客さまにとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（お客さまがスリッページを指定できる場合に、お客さまにとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、お客さまにとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。）
- y. お客さまにとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、お客さまにとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

▼じぶん銀行 FX に関する主要な用語（五十音順）

- ・アスク
金融商品取引業者が価格を示して、特定数量の商品を売付ける旨の申出をすることをいいます。お客さまはその価格で買付けることができます。
- ・売建玉（うりたてぎょく）
売付取引のうち、決済が結了していないものをいいます。

- ・買建玉（かいたてぎょく）

買付取引のうち、決済が結了していないものをいいます。

- ・買戻し（かいもどし）

売建玉を手仕舞う（売建玉を減じる）ために行う買付取引をいいます。

- ・カバー取引（カバーとりひき）

金融商品取引業者がお客さまを相手方として行う店頭外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引または他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引または店頭外国為替証拠金取引をいいます。

- ・金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。当行は、金融商品取引業者のうち、登録金融機関に該当します。

- ・逆指値注文（ぎやくさしねちゅうもん）

売買する取引レートを指定する注文です。指値注文と異なり、買いの場合には現在の実勢レート（アスクレート：ASK）より高い取引レートを、また、売りの場合には逆に実勢レート（ビッドレート：BID）より低い取引レートをお客さまに指定していただきます。

- ・クロスカレンシー取引（クロスカレンシーとりひき）

自国通貨を含まない通貨ペアの取引のことをいいます。

- ・口座資産（こうざしさん）

じぶん銀行 FX 口座内において、現金残高に実現予定損益を加算または減算した金額を言います。現金および決済日に現金化予定の確定損益額の合計額です。

- ・裁判外紛争解決制度（さいばんがいふんそうかいけつせいど）

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。

- ・差金決済（さきんけっさい）

取引の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失または利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

- ・指値注文（さしねちゅうもん）

売買する取引レートを指定する注文です。買いの場合には現在の実勢レート（アスクレート：ASK）より低い取引レートを、売りの場合には実勢レート（ビッドレート：BID）より高い取引レートをお客さまに指定していただきます。

- ・サマータイム（夏時間）

米国が夏の期間の日照時間を有効利用するため、標準時（冬時間）よりも 1 時間進める制度をいいます。

- ・証拠金（しょうこきん）

取引の契約義務の履行を確保するために差入れる保証金をいいます。証拠金には、取引成立の際に差入れる注文必要証拠金と、建玉について割込むことができない建玉必要証拠金の区分があります。

- ・証拠金維持率（しょうこきんいじりつ）

お客様の評価証拠金額と建玉必要証拠金の割合を示したものです。

証拠金維持率は次の計算式にて求められます。

$$\boxed{\text{証拠金維持率（%）} = \text{評価証拠金額} \div \text{建玉必要証拠金} \times 100}$$

- ・信託保全（しんたくほせん）

お客様からお預かりした証拠金と金融商品取引業者の資産を分けて管理するために、信託銀行等と信託契約を締結し、お客様からお預かりした証拠金をその信託口座にて管理することをいいます。

- ・スプレッド

売値と買値の差をいいます。

- ・スワップポイント

じぶん銀行 FX におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れおよび買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰越された場合に、取引を行っている 2 国間の通貨の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。

- ・通貨ペア（つうかペア）

2 種類の通貨の組合せをいいます。

- ・デリバティブ取引（デリバティブとりひき）

その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。

- ・店頭外国為替証拠金取引（てんとうがいこくかわせしょうこきんとりひき）

通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。

- ・店頭デリバティブ取引（てんとうデリバティブとりひき）

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場および外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。

- ・転売（てんばい）

買建玉を手仕舞う（買建玉を減じる）ために行う売付取引をいいます。

- ・特定投資家（とくていとうしか）

適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は、特定投資家として取扱うよう申出することができ、一定の特定投資家は特定投資家以外のお客さまとして取扱うよう申出することができます。

- ・成行注文（なりゆきちゅうもん）

お客さまが取引レートを指定せずに、市場の実勢レートで売買を行う注文です。最新の取引レートにて常に約定します。

・値洗い（ねあらい）

建玉について毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いといいます。

・媒介取引（ばいかいとりひき）

金融商品取引業者が、お客さまの注文を他の金融商品取引業者に当該お客さまの名前でつなぐ取引をいいます。

・ビッド

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買付ける旨の申出をすることをいいます。お客さまはその価格で売付けることができます。

・評価証拠金額（ひょうかしょうこきんがく）

口座資産に評価損益を加算または減算し、当該数値から出金依頼額を減算したものといいます。

・評価損益（ひょうかそんえき）

買建玉あるいは売建玉に係る評価益または評価損で、時価により算出されたものをいいます。

・ヘッジ取引（ヘッジとりひき）

現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを取引所金融商品市場や店頭市場で設定する取引をいいます。

・両建て（りょうだて）

同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。

・ロスカット

お客さまの損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者がリスク管理のため、お客さまの建玉を強制的に決済することをいいます。

・ロールオーバー

店頭外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかつた建玉を翌営業日に繰越すことをいいます。

▼当行の概要について

商号：au じぶん銀行株式会社

業務の種別：銀行業・登録金融機関業務

設立年月日：2008年6月17日

資本金：835億円

本店所在地：東京都中央区日本橋1-19-1

加入する金融商品取引業協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体：(対象)なし

登録金融機関 登録番号：関東財務局長（登金）第 652 号

当行の苦情対応措置および紛争解決措置：

- ・一般社団法人全国銀行協会

連絡先（全国銀行協会相談室）：0570-01-7109 または 03-5252-3772

- ・特定非営利活動法人証券金融商品あっせん相談センター

連絡先： 0120-64-5005

当行のじぶん銀行 FX に関するお問い合わせ先：

au じぶん銀行 FX デスク

0120-926-555 (フリーコール)

※携帯電話・スマートフォンからもご利用いただけます。

【受付時間】平日／9：00～17：00

(土・日・祝休日、および 12/31～1/3 を除く)

以上